

課題に向き合う道徳教育を

―価値観の押しつけをはね返すために

小東 由男

1 はじめに

今年の2月21日の衆議院予算委員会で、野党の議員が西川農水相の砂糖業界団体からの寄付が脱法献金ではないかとの追求に対して、安倍首相が「日教組！」、「日教組どうするの、日教組」とヤジを飛ばした。当の議員は「総理、ヤジを飛ばさないで」と繰り返し続けた。見かねた予算委員長が「総理、総理も、ちょっと静かに」とたしなめた。この様子は、NHKやネットで生中継されていた中での出来事。25日の朝日新聞「ふれだいこ」欄の投書には、小中学生の気持ちに仮託して「道徳教育の強化を」主張し、この出来事を揶揄した文章が掲載された。この欄の選者は、安倍首相が「美

しい日本を取りもどす」「道徳の強化が必要」と声高に叫びながら強権的な政策を推進することや、議員の質問にまともに答えず持論をとうとうと述べる行動を念頭に置いて、この投稿を選んだものと思われる。

この件にとどまらず、政権の中枢にいる人々の不適切な言動が世論に指弾されることが多くなってきた。また、「教育勅語にも良いところがある」と、持ち上げたのは、現職の文科省大臣だ。とてもこのような人たちに、道徳を語ってもらいたくないと思うのは、私だけだろうか。一方、国民の中には、「道徳心が育っていない」「少年犯罪を無くすためには道徳教育の立て直しが必要なのではないか」と、道徳教育に期待を寄せる声がある。日本の将来を担う子どもたちを育む

ために、どの様な視点で道徳教育をしたらよいのだろうか。

そこで、安倍政権の道徳教育のねらい、道徳の指導内容の変遷、指導内容として取り入れたい項目、道徳教育のあり方について私見を述べたい。

2 「道徳」教科化の動きと、そのねらい

2月4日、文科省は前年10月に行われた中教審答申「道徳教育の教育課程の改善等について」を受けて、学習指導要領の改訂案を含む「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等」を示した。

改訂案では、小学校・中学校特別支援学校小学部・中学部の「道徳」を「特別の教科である道徳」（「道徳科」と規定し、改訂する学習指導要領と共に小学校および小学部については2018年度から、中学校および小学部については2019年度から施行するとしている。また、2015年度以降、施行されるまでの間、その「全部又は一部」について前倒しで実施することとし、評価や指導要録・調査書等については、専門家会議を設けて検討するとしている。

改訂案は、現行学習指導要領に示している道徳の指

導項目を整理し直すと共に、小学校では「社会に奉仕する」「公共のために役立つ」、中学校では「社会参画の意識」「公共の精神」「集団の中での自分の役割と責任の自覚」などを追加している。また、2006年に愛国心の規定が盛り込まれた改正教育基本法を受けて、一層愛国心が重視されてきている。小1・2では、現行「郷土の文化や生活に親しみ、愛着を持つ」から「我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つ」と国が優先対象と位置付けられた。

このように、今回の改訂案は、道徳を「特別の教科」に位置付け、教科書を作成し評価まで導入すること、子どもたちに国が考える特定の価値観を押しつけるシステムを作り上げ、内心の自由を侵すものであり、容認できるものでない。

3 「教育勅語」体制とは

①大日本帝国憲法Ⅱ「教育勅語」体制

明治維新により、封建領主の役割は、天皇に置き換えられた。そして、開明的な内容とともに、天皇の伝統的な権威に依拠した国民道徳の教化によって、新政权の政治的な権威を確立しようとした。

1872年「被仰出書」が出され、小学教則で道徳教育の修身科として独立の教科とした。

自由民権運動の急速な進展に深刻な危機感を持った明治政府は、1880年4月、集会条例の制定、82年1月軍人勅諭の発布、1887年12月保安条例公布、1889年2月大日本帝国憲法発布と政治反動路線を進め、教育では儒教主義と、国家神道を根付かせようとした。1879年教育令公布、「教学聖旨」の内示、1890年10月の「教育勅語」の下賜と新小学校令の実施でもって、大日本帝国憲法Ⅱ「教育勅語」体制としての天皇制教学体制を確立した。

教育勅語の制定の国際的契機として、当時の先進資本主義国のアジア分割支配、反面では、この分割支配に早期に進出して市場圏争奪に遅れまいとする焦慮感が入り交じっていた。そして、国内の多元的な価値観を天皇Ⅱ国体論に統一しつつ、軍備の増強と教育を重視した。

②「教育勅語」の思想構造と体制

ア 本文第一節・・・「朕惟フニ：教育ノ淵源亦実ニ存ス」

我が国は古来より「忠孝」による君臣関係を維持し、

そこに生み出されてきた国体を、美しい精華とみて、その伝統に教育が基づいておこなうの意。

イ 本文第二節・・・「爾臣民：遺風ヲ顕彰スルニ足ラン」

「父母ニ孝ニ：一日緩急アレハ義勇公ニ奉シ」の徳目を臣民が臣民としてこれらを実行することによって「皇運ヲ扶翼」することとしている。このことが天皇に対して「忠良ノ臣民」であることになる。このことは、臣民の祖先の遺風を顕彰することにもなるという点で、現臣民は祖先たる臣民と「孝」という関係で結ばれるとする。すなわち、徳目を実現する目的は、皇祖皇宗への「忠」の実現にむかわせ、国体の内実を積み重ねることである。

ウ 本文第三節・・・「斯ノ道ハ実ニ：威其徳ヲニセンコトヲ庶幾フ」

第一節、二節で示した道が、時と場所にかかわらず、普遍的な妥当性を持つ真理であり、天皇も臣民もともに皇祖皇宗の遺訓を両手で物を大切に持って胸に着けるように遵守し、その体得実践につとめてほしいと結んだ。

この「勅語」によって、天皇と臣民の支配関係、天

皇と臣民の疑似親和関係、祖先崇拜の思想、民族的伝統主義の普遍妥当性を表明した。そして、「勅語」膳本の下付、学校の奉読式、「儀式規定」の作成、ご真影と「勅語」の神格化、修身教科書検定基準による教科書の編集、「勅語」の趣旨の徹底がはかられた。これらの思想の浸透により、道徳と法律の混同が生まれ、「教育勅語」が法的拘束力を發揮することとなり、内村鑑三の「不敬」事件、久米武の「神道は祭天の古俗」事件などが起こった。

「政体」と「国体」の区別と「政体の民主化」、「憲政擁護・閥族打破」を叫ぶ倒閣運動など「大正デモクラシー」と呼ばれる歴史的潮流の噴出があつたこの大正期、道徳教育にも新しい動きが起こった。そして、様々な修身教授の方法的な改良が試みられた。また、「自治」という言葉が多く遣われるようになり、労働教育に言及する動きも現れた。

このように、教育改造運動が盛り上がる一方、これらの動きに対する「反動教育推進」が各地で起こった。長野県では、川井訓導の実施した道徳の授業を視察した県当局の役員により、文部省からの通牒の方針に沿つて、「国定の修身書を使って教えなければ反国家主義

になる」と、権力的に弾圧する事件が起きた。そして、いわゆる天皇制ファシズムの体制を創り出す動きが始まり、1925年の春、「治安維持法」が成立した。

③戦争遂行のための教育

1935年、美濃部達吉の「天皇機関説」事件が起こると、衆議院で「国体明徴」が決議された。その後、文部省思想局は、1937年5月に『国体の本義』を発行し、全国の学校に下達した。ここにいう「国体」とは、「大日本帝国は万世一系の天皇の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給う」ことをいい、国民の義務はそのことを事実として認識して、「一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を發揮することにあるとされた。このねらいは、社会主義・共産主義を否定するだけではなく、民主主義・自由主義の思想、学説をも日本の社会、とりわけ教育界から排除・抹殺する体制につながった。そして、「国民学校」制度が生み出され、皇国民の育成、全ての国民を全面的に戦争に動員することとなった。

4 「逆コース」路線の道徳教育

占領軍による修身の授業停止の通達は、1945年

12月31日に出された。それに先立つ9月ごろに文部省内に公民教育刷新委員会が設置され、答申がなされている。ここでは、戦前の弊害を排除するために公民科と修身を合一した公民科の創造を提起した。この精神は、後の社会科創設に繋がった。

道徳教育方針は、1947年3月、『学習指導要領一般編（試案）』で公表された。この教科表には戦前の修身・公民・地理・歴史はなく、その備考に「従来の修身・公民・地理歴史をただ一括して社会科という名をつけたというのではない。社会科は、今日の我が国民の生活から見て、社会生活についての良識と性格とを養うことがきわめて必要であるので、そういうことを目的として、あらたに設けられた」とした。ここに社会科を中心にした戦後の道徳教育が始められた。

1950年8月、第二次米国教育使節団は、第一次教育使節団勧告の効果について報告した。そこには、道徳教育がただ社会科だけに由来するものと考えるのは無意味だと結論づけ、全教育課程を通じて行わなくてはならないとの主張があった。ここに、いわゆる全面主義道徳観が打ち出され、1951年4月に文部省が出した『道徳教育のための手引書要綱』に反映され

た。

1950年には朝鮮戦争が始まり、米国が我が国に対して反共的な政治的要求を強化し、それに対して総評が結成されて組合運動が一段と激しくなり、その一員としての日教組は激しい政治運動を展開した。そんな中、当時を代表する哲学者であった天野貞祐（文部大臣）の道徳教育の提案は、「道徳の時間」特設の大きな原動力となった。省内に教育課程審議会を設置して、答申をまとめた。1958年の指導要領改訂により「道徳の時間」が特設された。また、学習指導要領は教育課程編成の国家的基準であり、法的拘束力を持つものとされた。

5 一貫している指導内容の特徴

現行の小・中学校指導要領は、2008年に改訂された。今回の改訂案で示された内容項目は、そのほとんどが踏襲された。小・中学校とも、大きな4つの分野に分けて提示されている。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

2008年に改訂された小・中学校指導要領に対する批判は、今回の改訂案についても、そのまま当てはまる。そこで、『新教育課程と道徳教育』（山口和孝）で指摘されている要点を箇条書きで掲載する。

① 国家像を欠いた所屬意識の強調

② 無階級的で抽象的な人間の正義と連帯を説いて、現実の特定社会に対する奉仕と献身を要請

③ 家族集団から国家集団までを宿命的な関係と自覚させ、それらに生かされていることに「敬愛」「感謝」することは自然なことで断定

④ 「崇高なものへの畏敬の念」「伝統文化の尊重」「体験」による国民としての同一意識と一体感の醸成

⑤ 天皇制を我が国の伝統の中心に置く歴史の粉飾と、儀式的行事での「国旗・国歌」の強制

今回の改訂は、教科化・評価の導入により、これらの価値観の育成を強力に推し進めることの画期として

6 平和や基本的人権尊重の

課題に向き合う教育を

日本国民は、憲法の前文で理想を実現することを世界に表明して、その達成に向けて努力することを誓っている。道徳教育においても、社会の状況の変化に適切に対応して、問題を解明し、それを乗り越える実践的な行動力の育成が期待されている。

しかし、今回の道徳教科化は、この期待に応えるものに成っていないばかりか、戦前の道徳が公然と強制した「滅私奉公」精神の醸成を一層進めるものである。その結果、体制にとつて都合の悪い内容項目をしつかり排除している。たとえば「反戦平和」「環境」「意見表明」「体制の変革」「基本的人権の尊重」など。これらの項目は、世界が直面している大きな課題であり、このことを考えることは、道徳的心情の育成にとつても重要な項目である。

ここでは、「意見表明」を一例に取り上げる。

児童虐待やいじめによる自殺で、その当事者が「SOS」を明確に表明せずに、周囲へその苦悩が伝わらなかったことが指摘されている。この要因として、「自

分のことで心配を掛けたくない」「迷惑をかけたくない」と、行きすぎた自制による悪い作用を読み取る事が出来る。学校で、自己の現状をしつかり表明して、助けを求めることの大切さがしつかり学ばれていれば、このような悲劇を防ぐことが出来たのではないだろうか。

このように、児童・生徒達の様々な悩みや社会の課題に結びついた指導内容を取り上げる道徳教育の実践が求められる。

7 終わりに

戦後70年の教育反動化は、「教育勅語」精神の復活、新たな装いによる道徳教育の推進と一体になって進められてきた。この動きを食い止めるためには、その意図の暴露と、児童・生徒の悩みを解消し、父母の期待に応える道徳教育の構築が必要となる。その実現のため、指導内容の新たな設定、他教科・領域で行われてきた自主編成によるすぐれた実践と理論を、道徳教育に生かすことが重要だと考える。

それは、学校生活が、価値観の成長や真理探究の方法を総合的に学ぶ場であり、自己の道徳性を確立する

ことに有効な時期でもあるからである。

また、家庭・地域の教育力を生かすことも大事である。それは、共同体が、児童生徒の公德心を育てているからである。これらの人々と語り合い、連帯した実践が求められている。

〈参考文献〉

- 『世界教育大系39 道徳教育史Ⅱ』講談社
- 『日本庶民教育史』玉川大学出版部
- 『教科書でみる近現代日本の教育』東京書籍
- 『現代道徳教育の構想』風間書房
- 『道徳教育はホントに道徳的か?』日本図書センター
- 『新教育課程と道徳教育』エイデル研究所

(文責 こひがし よしお・所員)